

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の
実施等に向けた関係省令等の一部改正案の概要

- 1 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案
無線局の免許の単位のうち、基幹放送の種類による区分として、超高精細度テレビジョン放送を追加する等の規定の整備を行う。
- 2 基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）の一部を改正する告示案
衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送を実施できるようにする旨の規定の追加、地デジ難視対策衛星放送による暫定的難視聴解消事業（衛星セーフティネット事業）の終了に伴う規定の整理を行う。
- 3 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案
周波数の割当てが可能な無線局の目的及び用途として超高精細度テレビジョン放送を追加する等の規定の整備、衛星セーフティネット事業の終了に伴う規定の整理を行う。
- 4 その他
衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の開始に向け、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信コードを除く。）（平成16年総務省告示第859号）及び無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表（平成16年総務省告示第860号）の告示について、必要な規定の整備を行う。